

給実甲第1254号

平成31年4月1日

人事院事務総長

給実甲第28号の一部改正について（通知）

給実甲第28号（一般職の職員の給与に関する法律の運用方針）の一部を下記のとおり改正したので、平成31年4月1日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分がないものは、これを削り、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分があるものは、これを当該傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第1条関係 第1項 「別に法律で定めるもの」とは、例えば次の職員又は給与をいう。 一～十 （略） （削る）	第1条関係 第1項 「別に法律で定めるもの」とは、例えば次の職員又は給与をいう。 一～十 （略） <u>十一 独立行政法人原子力安全</u>

<p><u>十一</u>～<u>十三</u> (略)</p>	<p><u>基盤機構の解散に関する法律</u> <u>(平成25年法律第82号)</u> <u>附則第5条に規定する特別の</u> <u>手当</u> <u>十二</u>～<u>十四</u> (略)</p>
--------------------------------	---

以 上